

佐賀県告示第 347 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 26 年 9 月 5 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

佐賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 3・4・53号 大財藤木線

7・7・11号 高架側道1号線

3 事業施行期間

平成 22 年 8 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし